

平成29年  
第27回嬉野市農業委員会  
総会議事録

平成29年9月1日

嬉野市農業委員会

平成29年 第27回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	馬場下畦川内 田を畑に転換	H29.09.01	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	岩屋川内陣野 外5筆 賃借権	H29.09.01	了 承
	2	下宿五本松 賃借権	H29.09.01	了 承
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1	五町田熊野 使用賃借権	H29.09.01	承 認
	嬉1～5	不動山椎場 外18筆 使用賃借権・賃借権		承 認
		所有権移転		
	1	岩屋川内陣野 あっせん	H29.09.01	承 認
		岩屋川内田ノ頭 あっせん	H29.09.01	承 認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	吉田原 外4筆 無償	H29.09.01	許 可
	2	不動山柳原 無償	H29.09.01	許 可
議案第4号		農地法第5条申請の承認について		
	1	岩屋川内宮ノ前 外1筆 駐車場敷地	H29.09.01	承 認
	2	下宿第七区画整理 別荘敷地	H29.09.01	承 認
	3	下野第八区画整理 農業用倉庫及び駐車場	H29.09.01	承 認
	4	下野四本杉 通路及び駐車場	H29.09.01	承 認
	5	吉田祇園 外1筆 太陽光発電設備設置	H29.09.01	承 認
	6	大草野黒木 外39筆 仮設道路及び施工ヤード設置	H29.09.01	承 認
議案第5号		非農地証明願について		
		下宿中原 住宅敷地	H29.09.01	承 認

平成29年 第27回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年9月1日  
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室  
 3 開会日時 開会 平成29年9月1日 午後1時30分 議長 西田 昭義  
 及び 宣告 閉会 平成29年9月1日 午後3時16分 議長 西田 昭義  
 4 会議の公開の 非公開  
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条  
 第1項の規定による  
 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員22名 欠席委員3名

(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出	憲章朗読	15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	欠	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出	班 長 議事録署名	18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出	議事録署名	19	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出		20	井手寛紀	欠	
8	瀧野厚由	出		21	前田安一	欠	
9	川内利光	出		22	山崎 正	出	
10	松尾 直	出		23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業委員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子







計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続いて、(別添の表2枚目)利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、(事務局)の説明を求めます。

(事務局)

別添の表2枚目を御覧ください。嬉野町の分整理番号1番から5番までについてです。

貸し手人は 上不動の ○○○○ 様 他3名、

借り手人は 同じく上不動の ○○○○ 様 他4名です。

所在地は、大字不動山 椎葉 乙3174番 他18筆

面積は合計で8,846㎡、

利用権は使用貸借権と賃借権で、期間は5年から10年間です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしております。以上です。

議長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続きまして、(別添の表3枚目)所有権の移転について、整理番号1番と2番を審議しますが、整理番号2番につきましては○○委員が買い手人となっている事案ですので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条「議事参与の制限」の規定により、審議開始から終了まで、○○委員は、退席をお願いします。審議終了後に、入室・着席ください。

委員の皆さんにお諮りします。先ず整理番号2番について、審議したいと思います。御異議ありませんか。

委員  
議長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、先に整理番号2番を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表3枚目、整理番号2番です。

売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様、

買い手人は 上岩屋の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 田ノ頭 ○○○番 面積は1,073㎡

所有権移転の種類は、あっせんでありまして、利用目的は米です。

対価としましては、反当り500,000円、全体で537,000円です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、所有権の移転整理番号2番について質疑を行ないます。

何か、質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について整理番号2番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。所有権の移転について整理番号2番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

○○委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(○○委員入室・着席)

では、次に整理番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表3枚目、整理番号1番です。

売り手人は 上岩屋の ○○○○ 様、

買い手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番 面積は1,093㎡、

所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は茶です。

対価としましては、反当り249,772円、全体で273,000円です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、所有権の移転について整理番号2番について質疑を行ないます。  
何か、質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について整理番号1番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。所有権の移転について整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。







事務局

整理番号2番です。

譲渡人は 温泉3区の ○○○○ 様、

譲受人は 長崎市の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は264㎡です。

用途目的は、別荘敷地

事由は、長崎に居住しているが、第二種住居地域であり、用途地域である申請地に、体調管理のためのセカンドハウス（別荘）を新築するため転用したいということです。

東は道路、西は畑（現況雑種地）、南は宅地、北は道路です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。

売買価格は、反当り39,393,939円、全体で10,400,000円です。

図面につきましては20ページと21ページを御覧ください、写真は（3）番になります。以上です。

議長

この件につきましては、8月29日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行っております。

地区担当の 川内 利光委員、報告をお願いします。

担当委員

区画整理地内であり問題ないと思います。

議長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

議長

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

譲渡人は 湯野田の ○○○○ 様、

譲受人は 井手川内の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は307㎡です。

用途目的は、農業用倉庫及び駐車場

事由は、農業を営んでいるが、現在、農業倉庫やトラックを停める場所もなく、路上駐車をしている状態であるので、転用して活用したいということです。

東は道路、西は畑、南は宅地（住居）、北は道路です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都

市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。

売買価格は、反当り22,800,000円、全体で7,000,000円です。

図面につきましては22ページと23ページを御覧ください、写真は(4)番になります。以上です。

議長 次に、事務局と現地調査を行った地区担当の 富永 敏文委員、報告をお願いします。

担当委員 区画整理地内で、問題ないと思います。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長 それでは、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

譲渡人は 福岡市の ○○○○ 様、

譲受人は 井手川内の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 四本杉 ○○○番○

地目は畑 面積は164㎡です。

用途目的は、通路及び駐車場

事由は、申請地は、現在休耕地であり、自作地の水田までの道がなく、公道から農地まで4m位を、大型農業機械が通れるようにするため転用したいということです。

東は宅地・雑種地、西は道路・畑、南は宅地、北は道路・雑種地です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り609,000円、全体で99,876円です。

図面につきましては24ページと25ページを御覧ください、写真は(5)番になります。以上です。

議長 この件について、地元での協議状況など、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

議長 次に、事前審査の結果について、班長の白川委員、報告をお願いします。

班長 問題ないと思います。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 [「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....  
議 長 それでは、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番です。  
貸付人は 皿屋の ○○○○ 様、  
借受人は 今寺の ○○○○ 様です。  
所在地は、大字吉田 祇園 ○○○番○、○○○番○  
地目は2筆とも畑 面積は合計(2,794㎡うち)2,225㎡です。  
用途目的は、太陽光発電設備  
事由は、申請地は現在休耕地であり、高齢により耕作不能であるため、転用したいということです。  
東・西・南・北、四方とも畑です。  
農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。  
賃借料は、反当り22,470円、全体で50,000円です。  
図面につきましては26ページと27ページを御覧ください、写真は(6)番になります。以上です。

議 長 この件について、地元での協議状況など、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 下は民家があるため、雨水処理についてはお願いした。

議 長 次に、事前審査の結果について、班長の白川委員、報告をお願いします。

班 長 周りは荒れていましたが、事前審査時は除草されていまして。先日の雨で下に流れた形跡がありましたので、雨水処理についてお願いしました。

議 長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、整理番号6番ですが、申請者から急きょ取下げの申出がありましたので、審議事項から外すこととします。

続いての整理番号7番については、私が関係人の1人となっておりますの

で、ここで、嬉野市農業委員会総会会議規則第27条の規定により、副会長に議長を代理してもらいます。

議 長

整理番号7番について、議長を務めます。

整理番号7番につきましては〇〇〇〇が貸付人の1人となっている事案ですので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条「議事参与の制限」の規定により、審議開始から終了まで、〇〇〇〇は退席し、審議終了後に、入室・着席ください。

(〇〇〇〇退席)

では、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号7番です。

貸付人は 長谷の 〇〇〇〇 様 他14名様、

借受人は 〇〇〇〇九州新幹線(西九州)

大草野トンネル1箇所他特定建設工事共同企業体

所長 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字大草野 黒木 〇〇〇番〇 他39筆

地目は田39筆、畑1筆

面積は合計で(11,916.98㎡うち)9,339.98㎡です。

用途目的は、仮設道路及び施工ヤード

期間は平成29年9月8日から平成32年9月7日までの3年間です。

事由は、九州新幹線工事を施工する上での工事車両用道路及び施工ヤードが必要なため転用したいということです。

東は山林、西は畑、南は宅地、北は畑です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

賃借料は、年当たり200,000円、全体で5,599,000円です。

図面につきましては30ページから33ページまでを御覧ください、写真は(7)番になります。以上です。

議 長

では、事前審査の結果について、班長の白川委員、報告をお願いします。

班 長

新幹線工事が長引くとのことで、再延長が出されております。最終的には、作土を戻し、農地に復旧するとのことでした。

議 長

それでは、整理番号7番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

〇〇〇〇に、入室・着席を、事務局伝えてください。



委員 「異議なし」と呼ぶものあり]  
議長 では、事前に送付された原案について、事務局の説明を求めます。  
事務局 法令で定めがある推進委員上限20名とするための協議であります。  
これを経て、市の条例を変更する必要があります。今回は、定数のみの協議としてA案、B案でお願いいたします。

議長 採決に入ります。新制度における嬉野市農業委員会の農業委員数及び農地利用最適化推進委員数について、それぞれ賛成する案に、挙手をお願いし、多数決で決議したいと思います。よろしいですか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]  
よろしいですね。ではまず、原案A案に賛成の委員の挙手をお願いします。

議長 原案A案に賛成の委員は、(14)名ですね。

次に、原案B案に賛成の委員の挙手をお願いします。

議長 原案B案に賛成の委員は、(7)名ですね。

議長 採決を終了します。採決の結果、新制度における嬉野市農業委員会の農業委員数及び農地利用最適化推進委員数については、(A)案の農業委員は(13)人、農地利用最適化推進委員は(20)人とすることに決定しました。

お諮りします。この後の作業について、検討部会を置いて進めていきたいと思っております。私を始め、副会長を含む8名ほどで構成したいと考えています。この人選については、会長に一任いただけますでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 会長に一任いただきましたので、後日、皆さんに通知します。

検討部会員に選任した委員におかれては、協力を、よろしくおねがいします。

議長 それでは、会議を閉じます。

平成29年 第27回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

( 午後3時04分 閉会 )